

佐賀県公安委員会告示第 5 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 29 日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

1 合意した者

- (1) 佐賀市交通局長
- (2) 昭和自動車株式会社
- (3) 祐徳自動車株式会社
- (4) 佐賀県公安委員会
- (5) 佐賀市長
- (6) 九州運輸局佐賀運輸支局長
- (7) 株式会社相互タクシー
- (8) 明治タクシー株式会社
- (9) 有限会社久保田タクシー
- (10) 有限会社はと交通

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所	所在地
市役所前（北向き、南向き）	佐賀市栄町 1 番 1 地先
愛敬町（東向き、西向き）	佐賀市駅前中央一丁目 1 番 4 地先 佐賀市愛敬町11番15地先
与賀町西	佐賀市与賀町150番 1 地先
西田代（東向き、西向き）	佐賀市西田代二丁目 5 番36地先 佐賀市西田代一丁目 4 番 2 地先
長瀬町（東向き、西向き）	佐賀市道祖元町59地先 佐賀市長瀬町 3 番 6 地先

地蔵前（東向き、西向き）	佐賀市末広一丁目10番5地先 佐賀市八戸一丁目4番4地先
普門寺（東向き、西向き）	佐賀市八戸二丁目6番3地先 佐賀市下田町2番66地先
高橋（東向き、西向き）	佐賀市嘉瀬町扇町2419地先 佐賀市下田町4番6地先
扇町東（東向き、西向き）	佐賀市嘉瀬町扇町2346番4地先 佐賀市嘉瀬町扇町2379番1地先
扇町	佐賀市嘉瀬町扇町2480地先
嘉瀬元町（東向き、西向き）	佐賀市嘉瀬町2483番17地先 佐賀市嘉瀬町中原1977番9地先
森林公園東（東向き、西向き）	佐賀市嘉瀬町荻野178地先 佐賀市嘉瀬町荻野177番1地先
森林公園前（東向き、西向き）	佐賀市久保田町大字徳万1897地先
佐賀駅北口	佐賀市神野東二丁目3番1地先
堀江通（北向き、東向き、西向き）	佐賀市神野西一丁目1番13地先 佐賀市神野東一丁目9番26地先 佐賀市神野西一丁目9番26地先
神野公民館前（東向き、西向き）	佐賀市神野西一丁目4番10地先 佐賀市神園二丁目1番1地先
昭和橋（東向き、西向き）	佐賀市神園二丁目8番17地先 佐賀市神園一丁目5番30地先
神野公園（東向き、西向き）	佐賀市神園四丁目1地先
八戸溝郵便局前（東向き、西向き）	佐賀市開成四丁目1番1地先
鍋島団地（北向き、南向き）	佐賀市開成四丁目3番1地先 佐賀市開成四丁目3番2地先
鍋島新村（北向き、南向き）	佐賀市開成三丁目2番22地先
J A佐賀市せいぶ支所前（北向き、南向き）	佐賀市開成三丁目7番17地先
鍋島小学校前（北向き、南向き）	佐賀市鍋島町森田107番1地先 佐賀市鍋島町森田107番8地先
鍋島一丁目（北向き、南向き）	佐賀市鍋島一丁目5番1地先 佐賀市鍋島一丁目3番5地先
津留（北向き、南向き）	佐賀市鍋島二丁目3番18地先 佐賀市鍋島二丁目2番7地先
鍋島シェスト前（東向き、西向き）	佐賀市鍋島三丁目3番20地先 佐賀市鍋島二丁目4番5地先
鍋島西団地（東向き、西向き）	佐賀市鍋島三丁目14番18地先

	佐賀市鍋島二丁目17番1地先
佐賀大学病院	佐賀市鍋島五丁目1番1地先
駅南本町西（東向き、西向き）	佐賀市駅前中央一丁目7地先 佐賀市駅南本町1番23地先
どんどんどんの森（北向き、南向き、東向き、西向き）	佐賀市神野西一丁目1番24地先 佐賀市神野東一丁目5番12地先 佐賀市神野東一丁目3番6地先 佐賀市天神二丁目5番14地先
どんどんどんの森前（東向き、西向き）	佐賀市天神三丁目2番15地先 佐賀市多布施二丁目5番29地先
多布施（東向き、西向き）	佐賀市多布施二丁目5番14地先 佐賀市多布施四丁目1番6地先
多布施橋（東向き、西向き）	佐賀市多布施四丁目15番10地先 佐賀市多布施二丁目15番1地先
佐賀工業高校前（東向き、西向き）	佐賀市緑小路3番5地先 佐賀市緑小路1番1地先
中折（東向き、西向き）	佐賀市天祐一丁目6番20地先 佐賀市天祐一丁目2番20地先
北高前（東向き、西向き）	佐賀市天祐二丁目6番1地先
新栄小前（東向き、西向き）	佐賀市新栄東三丁目1番3地先 佐賀市新栄東三丁目6番9地先
新栄小西（東向き、西向き）	佐賀市鍋島町八戸1239番1地先 佐賀市新栄西二丁目10番28地先
鍋島駅南（東向き、西向き）	佐賀市鍋島町八戸3064番1地先 佐賀市鍋島町八戸3177番3地先
鍋島駅西（北向き、南向き）	佐賀市鍋島町八戸溝2133番18地先 佐賀市鍋島町八戸溝1639番1地先
江頭西（北向き、南向き）	佐賀市鍋島町八戸溝2161番1地先
市営江頭団地前（東向き、西向き）	佐賀市鍋島町3160番1地先 佐賀市鍋島町八戸溝2216番9地先
クレオパーク鍋島北	佐賀市鍋島町森田902地先
クレオパーク鍋島	佐賀市鍋島町森田911地先
新栄団地（北向き、南向き）	佐賀市新栄東四丁目7番1新栄一 1地先 佐賀市天祐二丁目9番26地先
八戸溝一丁目（北向き、南向き）	佐賀市八戸溝一丁目9番18地先 佐賀市八戸溝一丁目6番18地先
八戸溝二丁目（東向き、西向き）	佐賀市八戸溝一丁目10番11地先

	佐賀市八戸溝二丁目 8 番22地先
西佐賀団地	佐賀市鍋島町八戸溝1419番 1 地先
鍋島駅北（東向き、西向き）	佐賀市鍋島町八戸溝1225地先 佐賀市鍋島町八戸溝1313番 7 地先
江頭	佐賀市鍋島町1604番 7 地先
成章中学校西（北向き、南向き）	佐賀市多布施一丁目 5 番39地先 佐賀市天神一丁目 4 番34地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 運行事業者

株式会社相互タクシー

明治タクシー株式会社

有限会社久保田タクシー

有限会社はと交通

(2) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業

(3) 事業

佐賀市A I オンデマンド交通実証運行（予約型のりあい交通）

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、事業の運行時間内に限るものとする。